

保育所等利用待機児童数調査に関する検討のとりまとめ

平成 29 年 3 月 30 日

保育所等利用待機児童数調査（以下「待機児童数調査」という。）については、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成 27 年 1 月 14 日雇児保発 0114 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により実施してきたところであるが、特定の保育所等を希望する者等の運用上の取扱いについて、市区町村ごとに不合理なばらつきがあるとの指摘があることから、「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、この是正について検討を行ってきた。検討会においての 5 回の議論に加え、各市区町村からのヒアリング等も経た上で、待機児童数調査に関する検討についてとりまとめた。

1. 総論

（保護者のための「寄り添う支援」について）

- 検討会において、各市区町村における待機児童数調査に係る現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者の意向や状況を把握することについてきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。利用申込みを行った保護者に対しては、そのニーズに応じた適切な保育の提供を行うことができるよう、市区町村は丁寧に支援することが重要である。
- 待機児童数調査の調査日である 4 月 1 日時点において、保育所等への入所ができなかった保護者についても、市区町村は引き続き、当該保護者の意向や状況の把握に努め、当該保護者のニーズに合った丁寧な「寄り添う支援」を継続することが重要である。

（市区町村における環境整備と国の支援について）

- 各市区町村においては、「保育コンシェルジュ」の設置等を行い、保護者の個別のニーズを把握し、保護者に対して「寄り添う支援」が可能となるよう、環境整備を行う必要がある。そのため、国においては、各市区町村が環境整備を行うための支援策を充実することが望まれる。

（新たな調査要領の適用等について）

- 待機児童数調査については、市区町村ごとの不合理な運用上の取扱いのば

らつきをできるだけ早期になくすため、新たな調査要領を平成29年4月1日より適用するとともに、平成29年4月1日の調査については、例えば育児休業中に係る復職の確認ができない等保護者の状況の把握を行っていない等、改正後の調査要領によりがたい項目がある場合には、改正前の調査要領に基づく計数を記載することができることとする。

2. 市区町村ごとに異なる取扱いの対応について

(1) 「求職活動を休止している者」の取扱いについて

- 各市区町村への調査の結果、求職活動の休止の確認について、保護者に改めて調査日時点における求職活動の状況を確認する市区町村と、改めて確認することはせず利用申込み時点での申込書の記載内容に基づいて判断している市区町村があるという実態が明らかとなった。
- 求職活動の確認方法としては、求職活動状況について保護者に聴き取りを行ったり、各種書類の提出を保護者に求めたりする方法が見受けられた。
- このため、調査日時点において求職活動を行っておらず「保育の必要性」が認められない状況にあることの確認が必要である旨を示すとともに、以下のような具体的な確認方法の例を示すべきである。

※ 求職活動を休止していることの確認方法の例

- ① 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取。
- ② 保護者に以下の書類の提出を求める等、求職活動状況の報告により確認。
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録等の活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類（申込書の写し等）

(2) 「特定の保育所等を希望している者」の取扱いについて

- 「利用可能な」保育所等の取扱いについては、通常交通手段により20～30分で登園可能な保育所等を利用可能な保育所等としている市区町村もあれば、自宅から一定距離以内にある保育所等を一律に利用可能な保育所等としたりする等、市区町村ごとに差異があるものとなっている。しかし、この差異については、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い等による

ものでもあることから、こうした違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断すべきである。

- 「特定の」保育所等の判断については、利用申込みの際に一定数以上の希望保育所等を申し込んでいない場合は、特定の保育所等を希望していると判断している市区町村もあれば、他に「利用可能な」具体的な保育所等の情報について紹介することなく、一律的な取扱いを行っている例もある。
- このため、市区町村は、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報提供を個別に保護者へ行うことを基本とするとともに、その具体的な情報提供の方法の例を示すべきである。

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供の例

- ① 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて入所可能な保育所等の情報を送付
 - ② 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
 - ③ 自治体の相談窓口等で個別に情報提供
- 「私的な理由」については、「特定の」保育所等の判断と一体のものとして行っている例が多く、例えば通所の利便性や提供される保育内容等を理由とするもの等があり、「私的な理由」については、「特定の」保育所等の判断の際に一体的に考慮されるべきである。

(3) 「育児休業中の者」の取扱いについて

- 育児休業中の者の取扱いについては、現行の待機児童数調査の調査要領上、「待機児童数に含めないことができる」と示していることもあり、市区町村ごとで様々な実態がある。
- 育児休業中の者が入所申込みをした場合、復職の意思を確認せずに待機児童数に一律に含めている市区町村もあれば、一律に含めていない市区町村もある。また、育児休業給付の受給延長を目的とする場合は、待機児童数に含めていない等の取扱いをしている市区町村もある。
- このため、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後等において継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合に

は待機児童数に含める旨を示すとともに、保護者の復職に関する具体的な確認方法の例を示すべきである。

※ 保護者の復職に関する確認方法の例

- ① 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- ② 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- ③ 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

(4) 「地方単独保育施策を利用している者」の取扱いについて

- 地方単独保育施策を利用している者の取扱いについては、現行の待機児童数調査の調査要領上、「地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童については待機児童数に含めないこと」という規定となっている。

- 地方単独保育施策の範囲を明確化し、保育の質を確保する観点から、「地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）」とすべきである。